

平成17年10月から

介護保険施設などの利用料が変わります。

(単位:万円)

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なる)				食費
		多床室 (相部屋) 場合	従来型 個室の場合*	ユニット型 準個室の 場合	ユニット型 個室の 場合	
生活保護受給者 世帯全員が市町村税非課税者	利用者負担第1段階	0	①1.0 ②1.5	1.5	2.5	+ 1.0
	利用者負担第2段階	1.0	①1.3 ②1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第3段階	1.0	①2.5 ②4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担第4段階	1.0	①3.5 ②5.0	5.0	6.0	+ 4.2

*①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

●実際の負担額は、日額で設定されます(ショートステイも同じ)。

●利用者の負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によって、日常生活費、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

1、「居住費」や「食費」は、
介護保険サービスにおいて
は、「居住費」や「食費」は、

●保険給付の対象外となり、在宅の場合は同じように、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

●今回の見直しで保険給付の対象となる施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方には補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。

制度改正の主なポイント

象から外れるのは、次の費用です。

- ①介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)における「居住費」及び「食費」
- ②ショートステイ(短期入所生활介護)における「滞在費」及び「食費」
- ③デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテー

●所得の低い方は居住費の負担が低く抑えられています

●居住費や食費の具体的な水準を設定し、施設には補足給付額を設定し、施設には補足給付額を設定し、施設には補足給付

(II)特定人所者介護サービス費)を支給。

●居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によることが原則となります。所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用(II基準費用額)と負担限度額との差異を保険給付で補う仕組み(II補足給付)を新たに設けます。

ション)における「食費」

